

障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）

◇制度の概要

障害者手帳は、正式には「精神障害者保健福祉手帳」といいます。精神障がいを抱える方々のために、障がいの種別と障がいの状態を確認し、必要な福祉施策、福祉サービスを利用しやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰・社会参加の促進を目的に、岩手県が交付している手帳です。

障がいの程度によって、1級、2級、3級があります。

◇申請できる人

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方で、年齢制限や在宅・入院の区別はありません。

病院に初めてかかった日から、6か月以上経った日以降に申請できます。

◇申請の手続き

下記の申請に必要な書類を準備したうえで市障がい福祉課へ申請してください。

【申請に必要な書類】

○診断書による申請の場合

- ・申請書（市障がい福祉課の窓口にあります）
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ・個人番号がわかるもの
- ・精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6か月以上経過した時点で作成したもので作成日から3か月以内のもの）

○年金証書による申請の場合

- ・申請書（市障がい福祉課の窓口にあります）
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの）
- ・個人番号がわかるもの
- ・年金証書又は特別障害給付金受給資格者証（精神障がいを事由に受給している場合に限る）

※写真は、上半身正面を向き、脱帽しているものに限りです。一般のカメラで撮影したものでも構いませんが、必ず写真用のインクジェット用紙で印刷してください。

◇交付

2～3か月程度で交付になります。ただし、障がい程度について審査が必要な場合は、6か月程度かかる場合があります。

障害者手帳ができ次第、申請者へ通知しますので、市障がい福祉課窓口に取りに来てください。

◇その他

手帳の有効期限は2年間です。2年に一度、更新の手続きが必要になりますので、手帳の「有効期限」欄に記載されている時期までに、更新の手続きを行ってください。手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。

◇次のような場合、手続きが必要です。

- (1) 住所や氏名の変更があったとき
- (2) 手帳の紛失、壊れたり、汚れた場合または、写真更新が必要なとき（写真持参）
- (3) 手帳が不用になったとき

紛失以外は手帳をお持ちください。